

障がい者地域自立支援協議会における委員提案方式の導入について（事務局提案）

平成 29 年度以降の自立支援協議会の改変により、より現場に即した協議等を行うことができるよう、委員の見直し及び各種部会の取組み状況等を踏まえた報告や協議のスタイルとしました。

このことにより、自立支援協議会において各種部会の取組み状況等を把握し、協議を行い、部会に対しての助言等を行うことができるようになりました。

一方で、各種部会の取組みをベースとした議題であるため、部会の取組み以外に協議が広がらないという問題点もあります。

そのため、参画している委員が日常の関わり等を通じて課題を提供し、解決に向けて協議を行うことで、自立支援協議会として課題を共有し、幅広く障がい者に対する支援体制の構築・強化につながることを期待されます。また、この委員提案方式の導入により第 6 期障がい福祉計画において重点目標として掲げている「(6) 障がい者地域自立支援協議会の活性化 (P33)」につながるものと期待されます。

次回以降の自立支援協議会においては、委員提案方式の導入を行いたいと考えます。

留意事項

- 個人的な議題ではなく、本協議会の趣旨の踏まえた障がい者の支援体制の整備に関する議題としてください。
- 議題の提案をいただいた場合には、事前に事務局と調整させていただきます。

障がい者地域自立支援協議会における委員提案シート（案）

委員名	
テーマ	
現状・課題	
目標	
取組み案	
関係者	
協議事項	
その他	

記入例

委員名	就労支援部会代表 宮本直輝
テーマ	一般就労への移行のための職場体験の機会の拡大
現状・課題	就労移行支援事業者において、障がい者に対する一般就労へ向けた支援を行っています。一般就労への移行においては、本人の就労に対する意欲醸成や気づき、本人の就労能力等の把握、実際に企業に利用者の状態や状況等を知ってもらうために職場体験は有効です。 しかしながら、各事業者だけで、職場体験の機会を新たに創出することは難しい面があります。
目標	職場体験の機会創出ができ、事業者における職場体験の場の共有 これらに関する仕組みの構築
取組み案	各事業者が情報として保有する職場体験の場の共有 ハローワークや障害者就業・生活支援センターによる職場体験の機会創出と共有
関係者	ハローワーク 障害者就業・生活支援センター 就労支援事業者
協議事項	職場体験の機会創出に向けて関係機関や関係事業者の役割
その他	

■流れ

- ①自立支援協議会の開催通知（開催の約1か月半）
※開催通知に提案の〆切を掲載します。
- ②和泉市障がい福祉課へ提出
- ③事前すり合わせ（約1か月前）
※資料の修正等を行う場合があります。
- ④事務局による会長との打ち合わせ
- ⑤資料発送（開催の約1週間前）
- ⑥自立支援協議会当日
※提案する委員より発表を行っていただきます。